

要 望 要 旨	回 答	担当課
1.子育て支援について		
<p>★(1)6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化されました。2018年度金沢市が実施した「子どもの生活実態調査」のように、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにして、その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。</p> <p>教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p>	<p>貧困状態となっている子どもは、世帯そのものが経済的に困窮している場合が多く、本町においては、保護者からの生活相談や学校などからの連絡により、子どもの貧困を把握し、その世帯の支援にあたっております。</p> <p>さらに、学校や保育園等においては、職員が日常的に子どもの健康状態や生活状況等を注意深く観察することで、貧困の把握だけに限らず、支援を必要とする子どもの存在を、いち早く発見するよう努めております。</p> <p>現時点で本町としては、実態調査を行う考えはありませんが、今後、県や町教育委員会など関係機関の意見を参考にしながら、調査が必要と判断した場合には、実施に向け検討してまいりたいと考えております。</p> <p>生活困窮世帯及びひとり親家庭等世帯の児童を対象に、学習指導や日常生活相談などの家庭以外の居場所の提供を通じた人的支援を行うことにより、基礎学力の向上等を図り将来の安定的な就業と自立の促進につなげることを目的とし、町が主体となって実施するひとり親家庭等世帯の児童に対する学習支援事業と、県が主体となって実施する生活困窮世帯の児童に対する学習支援事業を一体的に実施しています。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>子育て支援課</p>
<p>(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。</p>	<p>県町長会から要望しています。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>(3) (志賀町・七尾市のみ) 子どもの医療費助成制度について全国で熊本県3市町、志賀町、七尾市の5市町のみ、未だに償還払いです。志賀町・七尾市は子どもの医療費助成制度について現物給付化を早急に実施してください。</p>		
<p>★(4)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。</p>	<p>学校給食の無償化については、現在のところ予定はございませんが、学校給食費につきましては今後も学校給食法を遵守し、学校設置者として必要な経費を負担してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>

<p>(5) 就学援助制度の改善</p> <p>① 就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月からの生活保護基準引き下げにより現在の対象者が切り捨てとされないようにしてください。</p>	<p>就学援助制度の対象基準は、津幡町では生活保護基準額の1.3倍未満としています。</p> <p>生活扶助基準の見直しに伴う影響については、できるだけその影響が及ばないように配慮することを求める国の方針を受け、実態等を考慮し適切に対応してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>② 申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。</p>	<p>申請書の提出ですが、学校以外に町教育委員会学校教育課でも受付をしております。民生委員の証明は必要ありません。年度途中の申請受付も一層周知してまいりたいと思います。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>③ 就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金は、要保護世帯の入学準備金と同額にしてください。</p>	<p>就学援助制度の各項目の支給内容や金額につきましては、今後も県内市町と大きな格差が生じないように努めます。新入学学用品費等につきましては、小中学校の新入学を前倒して前年度末の3月上旬までに受給ができるよう制度化しております。金額につきましても、国が定める要保護世帯児童生徒の新入学学用品費等と同額となっています。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>★④ 就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。同時に加賀市が実施したように「現物給付化」してください。</p>	<p>上記③の回答と同様に、学校給食費につきましても県内市町と大きな格差が生じないように努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(6) 学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大してください。</p>	<p>家庭に支援が必要な児童生徒につきましては、学校等が把握している児童生徒等の状況や学校等が行う教育の支援に関する情報を、必要に応じて担当福祉部局と共有・連携し、スクールソーシャルワーカーを活用しながら福祉的な支援につなげてまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(7) 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの全校配置を実施してください。</p>	<p>スクールカウンセラーにつきましては、津幡町では、配置希望のあった学校には全て配置がされている状況です。引き続き、希望校全てに配置ができるよう配慮してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>★(8) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになりました。（生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除）副食材料費の実費を無償に</p>	<p>副食費はそもそも、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、また授業料が無償化されている義務教育の学校や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、本町においては、これまで同様、基本的には保護者が負担する取り扱いが望ましいと考えておりますので、現時点において、全ての子どもの副食費を無償とする考えはございません。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>してください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>なお、本町では国による副食費の免除範囲を拡大し町独自の助成制度を設けており、多子世帯における保護者の経済的負担軽減を目的に、一定の所得範囲内において18歳以下の子どもが3人以上いる多子世帯の第2子以降の子どもの副食費を無償としております。</p>																	
<p>(9) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。</p>	<p>保育士の配置基準の規制緩和はせず、児童の状況等に応じて拡充を考えています。保育士の処遇改善としてICT化(民間)にも取り組んでいます。</p> <p>なお、現時点において町単独による助成制度の創設は考えておりませんが、国等による既存の助成制度を改めて周知の上、必要な助成を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>子育て支援課</p>																
<p>(10) 2018年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健診名</th> <th>対象人数</th> <th>受診人数</th> <th>未受診人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3か月児健診</td> <td>247人</td> <td>245人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健診</td> <td>297人</td> <td>287人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診</td> <td>334人</td> <td>324人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>	健診名	対象人数	受診人数	未受診人数	3か月児健診	247人	245人	2人	1歳6か月児健診	297人	287人	7人	3歳児健診	334人	324人	10人	<p>健康推進課</p>
健診名	対象人数	受診人数	未受診人数															
3か月児健診	247人	245人	2人															
1歳6か月児健診	297人	287人	7人															
3歳児健診	334人	324人	10人															
<p>★(11) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲歯(虫歯)が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。</p>	<p>受診状況は各学校で把握しており、要受診となり未受診の児童・生徒について確実に治癒するよう受診を勧めています。治療費については、子ども医療費助成制度の対象になります。</p>	<p>学校教育課</p>																
<p>II. 介護保険事業・予防事業・総合事業について</p>																		
<p>(1) 介護保険料</p>																		
<p>★① 一般会計繰入によって介護保険料を引き下げてください。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけてください。</p>	<p>厚生労働省の指導に従い、保険料減免に対する一般会計からの繰り入れは考えておりません。</p> <p>国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについては、機会があれば、国に働きかけます。</p>	<p>福祉課</p>																
<p>② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度</p>	<p>減免制度の拡充及び年収150万円以下の方への保険料免除については考えておりませんが、「介護保険料減免要綱」等</p>	<p>福祉課</p>																

を拡充してください。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。	に基づき独自減免は対応しています。	
★③これ以上の介護保険料の引き上げをやめるために、国に調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げることを要望してください。	機会があれば、国に要望します。	福祉課
(2) 介護利用料・補足給付について		
①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。	「介護保険サービス利用者負担額助成要綱」等に基づき独自減免は対応しています。 これ以上の法定外の自治体独自の利用料減免は、料金負担（受益者負担）の公平性を欠くため、予定していません。	福祉課
②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済してください。	食費・居住費の特例減額措置については、利用者の申請に基づき対応しています。	福祉課
(3) 介護保険利用の際の手続き		
★①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。	介護保険利用の相談があった場合、地域包括支援センターの専門職が相談を受け付け、丁寧なアセスメントを行い、相談者と一緒に方向性を考え、選択してもらっています。総合事業においても同じ手順ですめています。	福祉課
②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。	現行と同様に居宅介護支援事業所へ委託しており、委託料については、事業所の負担や質の確保等を配慮し、現行と同様額で設定しています。	福祉課
③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	ケアマネジメントに基づき、必要な回数が利用できるようにしています。	福祉課

(4) 基盤整備について		
①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。	利用者等のニーズに対応したサービス見込量、事業者の整備意向や運営における現状及び課題、高齢者人口及び要介護認定者数の推移や地域の実情などを総合的に勘案した上で、第8期（令和3年度～5年度）の計画策定において検討していきます。	福祉課
★②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。	「石川県指定介護老人福祉施設入所指針」に従い対応しています。	福祉課
★③多くの有料老人ホーム等では、介護給付費と施設利用料負担の合計額が介護度に関わらず、一定になるように、施設利用料負担額が設定されています。従って、軽度者であればあるほど、介護保険外の施設利用料負担が増える仕組みとなっています。住民の「介護施設利用の負担の実態」を調査し、住民の負担軽減のための施策を進めて下さい。	現時点で調査を行う考えはありませんが、地域包括支援センターでは、施設の入所希望者及び利用者の各種相談に幅広く対応しています。	福祉課
(5) 総合事業について		
① 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	個々に必要なサービスの種類、量、利用期間の確保ができるように、多職種の専門職で介護予防ケアマネジメントを行っています。	福祉課
② 自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。	サービス提供に必要な事業費の確保に努めます。	福祉課
★(6) 介護職員確保について		
介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。 ① 「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。	現時点で実態調査を行う考えはありませんが、各種会議や研修、事業所の実地指導などを通して、町内介護職員の労働実態の把握に努めたいと考えています。	福祉課
② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてく	県や事業所等と連携し、国や県の取り組みについて積極的に情報提供を行うとともに、機会があれば、介護職員の	福祉課

ださい。	処遇改善について国や県に要望します。	
③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。	今後、国や県、他の自治体の動向を見守っていきませんが、現在のところ財政上の問題もあり、考えていません。	福祉課
④ 国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めてください。	機会があれば、国に要望します。	福祉課
III. 高齢者医療・福祉の充実について		
★(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押え、被保険者証の取り上げ、資格証明書の発行は実施していません。 また、短期被保険者証は、「石川県後期高齢者医療広域連合短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付等に関する要綱」に基づき交付しています。	保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押え、被保険者証の取り上げ、資格証明書の発行は実施していません。 また、短期被保険者証は、「石川県後期高齢者医療広域連合短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付等に関する要綱」に基づき交付しています。	町民課
★(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。	75歳以上の高齢者医療費無料制度については、公平性の観点と財政上の問題から、実施は考えておりません。	町民課
(3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。	後期高齢者医療制度に加入していない65～74歳の身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A、Bの方の自己負担は、全額助成しています。	福祉課
(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。	食のアセスメントに基づき、必要なサービス提供を行っています。食材料費については実費としています。	福祉課
(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。 ★①補聴器購入費助成制度を創設してください。	補聴器購入費については、障害者総合支援法の補装具費制度において自己負担額の軽減を行っており、新たに補聴器購入費助成制度を創設する予定はありません。	福祉課
★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」(猛暑の時、どのように過ごしているか等)を実施して対策を立てるようにしてください。そ	現在、毎年6月ごろに高齢者のみ世帯に対して、民生委員による熱中症予防のための個別訪問を実施しており、生活実態に応じた声掛けをしています。したがって、現時点では、実態調査は考えておりません。また、65歳以上の住	福祉課

<p>して福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。</p>	<p>民税非課税世帯の人へのエアコン購入費の補助につきましても現在のところ町では創設の予定はありません。</p>	
<p>★③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。</p>	<p>要介護等認定高齢者・障害者を対象に、町営バスまたはタクシー利用料金の一部を助成しています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>★②高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。</p>	<p>津幡町文化会館条例、津幡町コミュニティプラザ条例、津幡町公民館使用条例で会議室などの使用料及び使用料の減免について定めています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。</p>	<p>地域住民が主体的に介護予防や生活支援に取り組んでいける体制づくりを推進しています。サロンの立ち上げ費用については助成制度があります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	<p>町社会福祉協議会の地域ささえあい事業では、制度の狭間にある多様な生活支援を実施しています。また、地域住民や生活支援事業者等で構成する生活支援連絡会を開催し、地域に必要な地域資源の発掘や創出を行っています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。</p>	<p>福祉バスは、無料で運行しています。地域福祉計画でも外出支援を謳っており、バス運行担当部署と連携を図り、サービスの充実に努めています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑧ 後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。</p>	<p>国の動向を注視しながら、県町長会等を通じた意見書の提出を検討してまいります。</p>	<p>町民課</p>
<p>★⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実（ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保、車椅子等々）、福祉避難所の整備等を実施してください。</p>	<p>要介護高齢者等の移動・移送体制及び支援体制については、「津幡町地域防災計画」に基づき、確立に努めます。</p> <p>避難所の内容の充実については、同計画に規定し、対策を講じています。</p> <p>福祉避難所の整備については、町内の介護（予防）及び障害福祉サービス提供事業所（R元年9月末現在23事業所）を福祉避難所として指定しているほか、災害に強いまちづくりをさらに強固なものにするため、「津幡町福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定しております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p>		

① 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。	国の動向を注視しながら、県町長会等を通じた意見書の提出を検討してまいります。	町民課
② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。	国の動向を注視しながら、県町長会等を通じた意見書の提出を検討してまいります。	町民課
③ 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。	国の動向を注視しながら、県町長会等を通じた意見書の提出を検討してまいります。	町民課
④ 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。	国の動向を注視しながら、県町長会等を通じた意見書の提出を検討してまいります。	町民課
⑤ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。	国の動向を注視しながら、県町長会等を通じた意見書の提出を検討してまいります。	町民課
IV. 障害者控除認定制度について		
★(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円（65歳以上の場合、年金収入245万円まで）は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。	毎年、確定申告前に広報やホームページを通じて、また障害者控除対象者認定書と一緒に送付する添書でも周知しています。	福祉課
★(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。		
★(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。		
V. 国民健康保険制度の改善について		

1. 保険料（税）について		
<p>★(1)保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p>	<p>当町では、法定外繰り入れは行っていませんが、保険税を引き下げのために、法定外繰り入れを行うことは、税負担（受益者負担）の公平性を欠き、国民健康保険未加入者の理解が得られないため、法定外繰り入れによる保険税の引き下げは予定していません。なお、減免制度の拡充については、国の施策や条例等に準じて適宜対応しております。</p>	<p>町民課</p>
<p>★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。</p>	<p>国民健康保険における子どもの均等割の軽減措置につきましては、国全体の問題として検討すべきものと考えており、全国知事会等が国の責任において全国一律の制度として導入するよう要望していることから、国の動向を注視し、国の施策や条例等に準じて適宜対応してまいります。</p>	<p>町民課</p>
<p>★(4)国保料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。</p>	<p>国保税の減免については、すでに低所得者世帯に対する7割・5割・2割軽減を行っており、新たな減免制度を設ける予定はありません。なお、自然災害、社会的災害（廃業・失業・収入減）に伴う減免は、平成17年4月より行っております。</p>	<p>町民課</p>
2. 保険料（税）滞納者への対応について		
<p>★(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p>	<p>当町では現在、資格証明書の交付は行っていません。</p>	<p>町民課</p>
<p>(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い（10割負担）は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。</p>	<p>当町では現在、資格証明書の交付は行っておらず、滞納者には短期被保険者証を交付しております。</p>	<p>町民課</p>
<p>★(3)滞納者に対し給付の制限（限度額認定・一部負担減免適用除外等）をしないでください。滞</p>	<p>限度額適用認定証の交付については、税負担の公平性の観点から、国保税に未納がないことを交付要件としておりますが、未納があっても分納誓約し、履行することで、高</p>	<p>町民課</p>

<p>納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p>	<p>額療養費支給（委任払い）を行っており、滞納者に対する給付の制限は行っておりません。</p>	
<p>(4)保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p>	<p>納期内納税者との差別化を図る必要があることから、滞納者には、これまで同様に正規の保険証ではなく、短期被保険者証を交付する考えに変更はありません。</p>	<p>町民課</p>
<p>★(5)保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>	<p>納税相談等による滞納者の生活実態の把握に努めており、生活実態を無視した保険税の徴収や差押えは行っておりません。</p>	<p>町民課</p>
<p>3. 一部負担金の減免制度について</p>		
<p>窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。</p> <p>★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。</p>	<p>一部負担減免制度の抜本的な拡充については、国の施策や条例等に準じて適宜対応しておりますが、当町では、平成22年4月に一部負担金減免等に関する取扱要綱を策定し、自然災害・社会災害（廃業・失業・収入減）などの所得の減少と基準生活費の1.2倍以下の世帯を一部負担減免の対象としています。なお、対象要件の変更については、現時点で申請者がいないこともあり、変更は考えておりません。</p>	<p>町民課</p>
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包</p>	<p>当町では現在、一部負担金減免については、個別案件ごとに対応しておりますが、医療機関やケースワーカー、地域包括支援センターに対し、制度や事務手続き等を広く周知できるような対応を検討していきたいと思っております。</p>	<p>町民課</p>

括支援センターに周知してください。		
③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免制度の案内については、すでに町ホームページに掲載しておりますが、もっと制度を広く住民に周知できるような対応を検討していきたいと思います。	町民課
④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。	当町では、滞納の有無による一部負担金減免の実施判断は行っておりません。	町民課
⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。	当該事業を病院事業として行うことは考えていません。	河北中央病院
4. 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをした上でホームページでも公開してください。	国保運営協議会の全面公開については、現在のところは考えておりません。なお、議事録等の公開請求があった場合には、津幡町情報公開条例に基づき、議事録等を公開いたします。	町民課
⑥70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	支給申請手続の簡素化の対象が世帯主および被保険者が70歳以上の者のみで構成される世帯のみとなっており、世帯内に70歳未満の被保険者が加入している場合は対象外となるため、70歳未満の被保険者の加入・脱退等による簡素化の対象・対象外の管理が困難であるために、現在のところは考えておりません。	町民課
VI. 障害がある人の施策の充実について		
★(1)三障害平等という理念に反して、精神保健手帳所持者は心身障害者医療費助成制度の対象になっていません。自立支援医療で減免の仕組みがあるものの、精神の疾病だけが対象で不十分です。精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(全国の過半数以上の市町が実施)	精神障害による通院においては、自立支援医療制度により所得に応じた自己負担額の軽減を行っており、新たに心身障害者医療費助成制度の対象とする予定はありません。	福祉課
★(2)国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療	これまでも現物給付化を県に提言しておりますが、改正には至っておりません。今後も県に要望していきたいと思っております。	福祉課

<p>費助成制度は助成方法を、償還払いではなく、現物給付（64歳以下同様）に戻すために、県の補助要綱の改正を求める意見を上げてください。</p>		
<p>★(3)通院精神医療費（自立支援医療制度）制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。</p>	<p>自立支援医療制度の自己負担額については、制度により所得に応じた自己負担額の軽減を行っており、新たに町単独での減免制度を設ける予定はありません。</p>	<p>福祉課</p>
<p>VII. 生活相談総合窓口の設置について</p>		
<p>★(1)住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。</p>	<p>総合相談窓口として地域包括支援センターを位置付けており、関係機関・部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>VIII. 健診事業・健康づくり事業の推進について</p>		
<p>★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。</p>	<p>各地区公民館等で受診できる集団健診と町医療機関で受診できる個別健診を実施し、受診率の向上を図っています。気候的に受診しやすい環境となるよう暑い時期を避け、また全曜日を盛り込み、集団健診の日程調整を行いました。さらに、早期受診を促すため地区公民館会場での実施に血管年齢測定を取り入れました。</p> <p>町福祉センターが工事のため、後半の集団検診を閉庁の土曜、日曜に町役場を会場に実施しています。</p> <p>未受診者対策として、新たに国保補助事業を活用し、未受診者対策事業を行う予定です。また、昨年度からの町商工会との連携による健康ポイント制度や医療機関からのデータ提供等、関係機関と連携し取り組んでいます。</p> <p>国民健康保険担当課においても、保険証郵送時のお知らせに受診勧奨を記載する等連携し、行っています。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。</p>	<p>平成26年度から胃内視鏡検診を導入し、受診率及び住民の利便性向上を図っています。町独自事業として、40歳、50歳、60歳の方へ大腸がん無料券を発行し、受診を勧めるとともに、女性がん検診未受診者及び先に記載の大腸がん無料の未受診者へ、ハガキ案内で受診の再勧奨を行っています。乳がん検診については、県が実施する広域的乳がん検診事業に賛同し、町内以外の医療機関でも受診できる体制を整えました。</p>	<p>健康推進課</p>

<p>★(3) 特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。</p>	<p>国の基準に心電図、貧血、腎機能検査等を追加実施し、生活習慣病予防ができるよう実施しています。</p> <p>受益者負担の公平性の観点から個人負担金をご理解をお願いします。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。</p>	<p>胃内視鏡検診、前立腺がん検診を導入しています。がん検診は、集団検診と町医療機関で受診可能な個別検診の体制を整えており、同日に特定健診や他のがん検診も受診できる体制を確保しています。乳がん検診については、県が実施する広域的乳がん検診事業に賛同し、町内以外の医療機関でも受信できる体制を整えました。</p> <p>個人負担金は、検診費用の約1割を目安としており、今後も町民の皆さまのご理解をお願いします。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(5) 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください</p>	<p>歯周疾患検診については、40・50・60・70歳を対象に、河北歯科医師会の協力のもと実施しています。また、集団健診等では無料で歯科検診、歯科相談等を実施しています。予防対策として、広報や健診時における口腔チェック表を配付、口腔ケアの重要性をPRしています。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(6) 産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。</p>	<p>妊娠中、産後の入院中、1か月の産婦健診など、産後早期から支援が必要な人を妊娠期から把握するため、産科と連携し、必要に応じ産後ヘルパー派遣等、支援の提供をしています。</p> <p>妊婦歯科検診の無料券を発行するとともに河北郡市歯科医師会が作成したリーフレットで予防対策の周知を行っています。また、1歳6か月児健診において、母親の歯科検診も同時に実施しています。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。</p>	<p>町教育委員会や町教育センターから全小中学校の保護者に向けてだよりやチラシを配付し、啓発しています</p> <p>(内容)・ゲーム依存症について</p> <p>・ネット利用時の家庭でのルール決め等</p> <p>新生児訪問、乳幼児健診等においてチラシを配付及び助言し周知しています。</p>	<p>学校教育課</p> <p>健康推進課</p>
<p>IX. 予防接種について</p>		
<p>★(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接</p>	<p>おたふくかぜ（1歳から就学前）、ロタ（生後6週から32週）、インフルエンザの任意接種費用（1歳～中学3年生）に対して助成制度を設けています。</p> <p>インフルエンザの定期予防接種は、60歳から65歳未満の</p>	<p>健康推進課</p>

<p>種から漏れた人に対する麻疹（はしか）に助成制度を設けてください。</p>	<p>心臓、腎臓、呼吸器の障害手帳所持1級の方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方を対象に実施しています。</p> <p>定期接種から漏れた人に対する麻疹の助成ですが、定期接種の勧奨は、個人通知や保育園、幼稚園等を通じて積極的に行っており、平成30年度の接種率は1期96.6%、2期96.6%でした。また、石川県の風しん抗体検査や妊娠中の抗体検査で抗体価が低いと診断された方で妊娠を希望する方及び妊婦の家族が、「麻疹・風しん混合予防接種」ができる制度を設けています。</p>	
<p>(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>	<p>高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月1日から定期予防接種となり、それに伴い接種費用の自己負担は軽減しています。県内他市町の個人負担金と比較しても高額ではないと考えますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、2回目の任意接種について助成制度を設けるかは、調査研究が必要と考えます。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>X. 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ）</p>		
<p>今年、石川県地域医療構想を含めて石川県医療計画が確定して具体化されています。全国では公的病院の統廃合が進められている状況です。地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。</p>	<p>特にありません。</p>	<p>河北中央病院</p>